

条例全文（小田原市・南足柄市・中井町）

団体等	小田原市 小田原市自治基本条例 平成23年3月31日 条例第1号	南足柄市 南足柄市自治基本条例 平成22年6月21日条例第15号	中井町 中井町自治基本条例 平成25年12月12日 条例第17号
構成		<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 自治の基本理念（第4条） 第3章 自治の基本原則（第5条～第7条） 第4章 まちづくりの指針（第8条） 第5章 役割と責務（第9条～第14条） 第6章 行政運営（第15条～第25条） 第7章 まちづくり基金（第26条） 第8章 住民投票（第27条） 第9章 地域コミュニティ（第28条） 第10章 国及び他の自治体との関係（第29条） 第11章 条例の実効性の担保及び見直し（第30条・第31条） 第12章 雜則（第32条） 附則</p>	<p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条～第3条） 第2章 基本理念及び基本原則（第4条・第5条） 第3章 まちづくりの主体（第6条・第7条） 第4章 地域のまちづくり（第8条） 第5章 まちづくり表彰（第9条） 第6章 行政運営（第10条～第15条） 第7章 町民参加（第16条～第18条） 第8章 住民投票（第19条） 第9章 条例の見直し（第20条） 附則</p>
前文	<p>わたくしたちのまち小田原においては、様々な地域活動や市民活動などの自発的な活動がまちを支える一翼を担ってきた。 地域が主役となる時代が幕を開けた今、人と人とが支え合う社会をつくり出すためには、これまで以上に市民の力を生かし、人や地域の絆（きずな）を再生し、これまでのまちづくりの取組を生かしながら、市民一人一人が小田原のまちをつくる担い手として自ら考え、行動することが求められている。 そして、市民、議会及び行政といった自治の担い手がお互いに尊重し、対話し、連携し、協力し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要である。 わたくしたちはここに、小田原における自治の基本的な考え方を明らかにし、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちとするため、この条例を制定する。</p>	<p>私たちの南足柄市は、箱根外輪山の麓（ふもと）に広がり、歴史と文化に育まれた水と緑の豊かなまちです。 「古事記」「万葉集」にも登場する足柄の地は、気は優しくて力持ちの金太郎のふる里としても知られ、郷土を愛する多くの人々から文化や自然を引き継ぎ、産業文化都市として発展してきました。 しかしながら、地方分権の本格化、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など社会構造が大きく変化している今日、地域のことは地域で考え、解決することが求められています。 そのためには、市政が市民の信託に基づくものであることを基本に、市民の意見を市政に適切に反映させる仕組みを構築するとともに、市民、議会、市長等が協働し、市民一人ひとりの人権が尊重され、安全で安心して健康に暮らすことができるまちづくりを進めることができます。 ここに私たちは、市民自治の確立を目指して、自治の基本理念及び基本原則を共有し、すべての市民に遵守される最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>私たちの中井町は、靈峰富士を望める大磯丘陵の一角にあって、温暖な気候がみかんをはじめとした豊かな農産物をもたらす、水と緑に恵まれた懐かしい里山の面影を色濃く残す町です。 私たちは、古代から相模国の「中村郷」という由緒ある地名を歴史に刻むこの町に暮らし、先人から伝わる五所八幡宮例大祭を彩る山車や「鷺（さぎ）の舞」に代表される古き良き伝統を大切に継承するとともに、自然との調和ある発展を目指した「グリーンテクなかい」を中心とした開発や、県下でも稀な清水の湧出する湿生地を「厳島湿生公園」として復元するなど、常に新しい文化を創造しながら、安全で明るく健康な、誰もが住んでみたいと思う、生活圏における利便性の向上につながるまちづくりを目指していきます。 そのためには、まちづくりの主体である町民、議会及び町がそれぞれの責務を認識し、お互いの立場を尊重する協働の精神を共有した上で、町民自らが地域のことを考え、自らの責任において行動する、町民主体の自治を確立する必要があります。 私たちは、まちづくりの基本となる理念や原則を明らかにするとともに、町民の町政への参画と協働によるまちづくりに関する事項を定めることにより、住民自治を推進し、絆を大切にした活力に満ち、ゆとりと豊かさを実感できる住みよい町を築いていくことを高らかに宣言し、全ての町民に共有されて遵守される最高規範として、ここに中井町自治基本条例を制定します。</p>
第1条	(目的)	(目的)	(目的)
第1条	<p>第1条 この条例は、本市における自治の基本的なあり方及び自治の担い手の役割を定めることにより、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を定めるとともに、市民、議会及び市長等の責務その他の市政運営の基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とします。</p>	<p>第1条 この条例は、中井町におけるまちづくりの基本理念と基本原則及びまちづくりに関わる者の責務を明らかにするとともに、中井町内の地域のまちづくり及び行政運営を行う際の基本的な事項を定めることにより、暮らしやすく豊かな地域社会を実現することを目的とする。</p>
第2条	(定義)	(条例の位置付け)	(この条例の位置付け)
第2条	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (2) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市の執行機関をいう。 (4) 市民力 本市をより良いまちにするという思いに基づき、市民が自ら考え、行動する力をいう。 (5) 協働 相互の立場を尊重し、役割及び責任を分任し、力を存分に出し合い、並びに協力し合うことをいう。 (6) 地域活動 一定の区域内の市民の地縁に基づいて行われるその区域内のまちづくりにつながる活動をいう。 (7) 市民活動 特定の分野に対する市民の关心又は問題意識に基づいて自発的に行われるまちづくりにつながる活動をいう。 	<p>第2条 この条例は、南足柄市（以下「市」といいます。）の自治の基本を定める最高規範であり、市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</p>	<p>第2条 この条例は、中井町におけるまちづくりの基本理念を定めた最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定、運用等に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>

(基本理念)			(定義)	(定義)
第3条	市民及び市は、市民力を生かし、それぞれが自治の担い手として 協働 することを基本とした自治（以下「市民自治」という。）の推進を目指すものとする。	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。 (2) 参加 市民が、市長等による政策の立案、実施及び評価の各過程に主体的に係わり、行動し、意見を述べ、又は提案することをいいます。 (3) 協働 市民、議会及び市長等が共通の目的を実現するために、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、及び協力することをいいます。 (4) まちづくり 緑豊かで明るく住みよい市を創るために活動をいいます。 (5) 市長等 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含みます。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 住民 中井町内に住所を有する者をいう。 (2) 町民 次に掲げるものをいう。 ア 住民 イ 中井町内に通勤又は通学する者 ウ 中井町内に事務所又は事業所を有する個人又は団体 エ 中井町内において活動する個人又は団体 (3) 自治会 中井町内の一定の地域の住民による地縁に基づいて形成された団体をいう。 (4) 町 中井町の執行機関をいう。 (5) まちづくり 暮らしやすく豊かな地域社会を実現するための活動をいう。 (6) 協働 まちづくりに関わる者が相互に自主性を尊重し、かつ、対等な立場で協力することをいう。	
第4条	(条例の位置付け)			(基本理念)
第4条	この条例は、本市において自治を推進するための基本的指針を示すものであり、市民及び市は、この条例を最大限に尊重するものとする。 2 市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。	第4条 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とし、市民、議会及び市長等は、相互に協力して、市民主体の自治の確立を目指します。	第4条 まちづくりは、次に掲げる基本理念の実現を目指した活動とする。 (1) 町民が健康かつ幸せであり、安全な暮らしを実感することができる中井町であること。 (2) 地域の文化を継承するとともに、中井町の自然に調和した生活環境を形成すること。 (3) 産業の振興に取り組み、中井町の発展に寄与すること。	
第5条	(市民の役割)			(基本原則)
第5条	市民は、まちづくりに参加する 権利 を生かすため、自らの行動に責任を持ち、それぞれの持つ力及び費やすことができる時間を使い、自発的にまちづくりに関与するよう努めるものとする。	第5条 市民、議会及び市長等は、相互にまちづくりに関する情報を提供し、共有することを原則とします。	第5条 まちづくりは、次に掲げる基本原則に基づいて行うものとする。 (1) 町民、議会及び町がそれぞれ基本理念の実現を目指し、その責務及び 協働 によりまちづくりに取り組むこと。 (2) まちづくりに関する町民の意見及び自主的な取組は、最大限に尊重されること。 (3) 町民、議会及び町がそれぞれまちづくりに関する情報を提供し、共有すること。	
第6条	(地域活動)			(町民の 権利)
第6条	市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、地域活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。 2 自治会は、地域活動の担い手として、当該自治会の区域で活動する市民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題の解決に取り組むよう努めるものとする。 3 市民及び市の執行機関は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体（以下「地域活動を行うもの」という。）に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。	第6条 市民は、市政に自主的に参加することを原則とします。 2 市長等は、市民の市政への参加を保障するものとします。	第6条 町民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する 権利 を有する。	
第7条	(市民活動)			(まちづくりに関わる者の責務)
第7条	市民は、より魅力的で活力のあるまちをつくるため、市民活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。 2 市民及び市の執行機関は、市民活動の円滑化及び活性化を図るため、市民活動を行う個人及び団体（以下「市民活動を行うもの」という。）に対してその活動の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。	第7条 市民、議会及び市長等は、相互理解と信頼関係のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携し、及び協力してまちづくりを進めることを原則とします。	第7条 住民は、自治会に参加し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めなければならない。 2 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。 3 議会は、選挙で選ばれた議員によって構成される議決機関として、町民の意思を把握し、町政に反映させるとともに、町による行政運営を監視する役割を果たさなければならない。 4 町長は、町民の信託による町を代表する者として、町民の意思を尊重して福祉の増進を図るとともに、中井町の発展に資するため、公正かつ誠実に町政運営を担わなければならない。 5 町の職員は、町民全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 6 中井町内に土地又は建築物を所有する個人又は団体は、その土地又は建築物の適正な利用と管理を行い、中井町の自然環境を損なわないように努めなければならない。	

(活動を行うものの相互の連携)			(まちづくりの指針)	(地域のまちづくり)
第8条	第8条 地域活動を行うもの、市民活動を行うもの及び市の執行機関は、地域活動を行うもの、市民活動を行うもの又はその両者の相互の連携及び交流を促進するための機会の提供、人材の育成その他必要な取組を行うよう努めるものとする。	第8条 市民、議会及び市長等は、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、次に掲げる指針によりまちづくりを推進します。 (1) 安全で安心して健康に暮らせるまち (2) 環境と自然に配慮した魅力あるまち (3) 人と文化を育むまち (4) 活力とぎわいに満ちたまち	第8条 中井町内の地域におけるまちづくりは、町民主体で取り組むことを基本とする。 2 町民は、まちづくりに子どもが参加することができるよう努め、子どもの健全な育成に配慮するものとする。 3 町は、自治会をはじめとするまちづくりに取り組む団体が行う活動に対し、支援を行うものとする。	
(自治の担い手の育成等)			(市民の役割と責務)	(まちづくり表彰)
第9条	第9条 市民及び市は、地域、学校、職場等で自治の担い手を育成するための取組を行うよう努めるものとする。 2 市民及び市は、将来の自治の担い手である子どもに対して、まちづくりに参加し、又はこれを学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。	第9条 市民は、まちづくりの担い手であることを自覚するとともに、互いを尊重して市政に参加するよう努めなければなりません。 2 市民は、市政に関する認識を深め、議会及び市長等と 協働 してまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。 3 市民は、市政の参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。 4 市民は、市政運営に伴う負担を適正に負担しなければなりません。	第9条 町は、別に条例で定めるところにより、まちづくりに多大な貢献をした町民を表彰することができる。	
(議会及び議員の責務等)			(事業者の役割と責務)	(総合計画)
第10条	第10条 議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される議事機関として、市の意思決定、市政の監視及び調査、政策の提言等の権能を行使するものとする。 2 議会及び議員は、議会の審議に関する情報、市政の課題等を分かりやすく市民に周知するよう努めるものとする。 3 議会及び議員は、市民の意見を議会の審議に生かすため、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聞くよう努めるものとする。 4 市民は、議会活動の充実のために協力するよう努めるものとする。	第10条 事業者（市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営むものをいいます。次項において同じです。）は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、良好な地域社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。 2 事業者は、地域の経済的活力を高め、地域の雇用の確保に努めるとともに、持てる資源を生かして、地域社会の発展に寄与するよう努めなければなりません。	第10条 町は、中井町における総合的かつ計画的な町政運営を行うための基本構想及びこれに基づく基本計画を策定するものとする。 2 町は、基本構想及び基本計画の進行管理を行い、その実施状況を公表しなければならない。	
(市長の責務)			(議会の責務)	(行財政運営)
第11条	第11条 市長は、その権限を適切に行使し、長期的な視野に立って公正に市政を先導しなければならない。 2 市長は、市政を先導するに当たり、市政の課題及びその解決への道筋について、議会の理解を得るよう努め、かつ、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聞くよう努めなければならない。	第11条 議会は、市の意思決定機関として、市の政策形成に努め、及び市政運営の監視の責務を果たすようにしなければなりません。 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、審議、政策立案等に当たり、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければなりません。 3 議会は、市民への説明責任を果たし、及び開かれた議会を運営するため、議会活動に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めなければなりません。	第11条 町長は、中長期的な展望に立つた予算の編成を行うとともに、健全かつ効率的な財政運営に努めなければならない。 2 町長は、財政状況について、町民に分かりやすく公表しなければならない。 3 町は、積極的な行政改革を進め、効率的かつ効果的な行政運営に努めなければならない。 4 町は、行政運営の効率性及び有効性を検証し、その取組を改善するため、行政評価を行うものとする。	
(市の執行機関の責務)			(議員の責務)	(情報の公開及び提供)
第12条	第12条 市の執行機関は、市民自治を推進するため、市民の立場に立って政策を実施するとともに、市民の持つ意欲、知識等をまちづくりに生かすよう努めなければならない。 2 市の執行機関は、市民に対する説明責任を意識し、政策の立案、実施等に関する情報を市民に対して適切に提供するよう努めなければならない。 3 市の執行機関は、市民からの意見等に対して誠実に対応するよう努めなければならない。	第12条 議員は、市民の負託に応え、前条に定める議会の責務を果たすため、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。 2 議員は、地域の課題及び市民の意見を把握し、これを政策形成及び議会の審議に反映させるよう努めなければなりません。	第12条 議会及び町は、町民の知る 権利 を保障するため、別に条例で定めるところにより、その保有する情報を公開しなければならない。 2 議会及び町は、町民に対し、分かりやすい情報の提供に努めなければならない。	
(市職員の責務)			(市長等の責務)	(個人情報の保護)
第13条	第13条 市の職員は、市民との 協働 を実践することにより、相互の信頼関係を構築するよう努めなければならない。	第13条 市長等は、自治の基本理念に基づき、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。 2 市長等は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政運営に反映させるよう努めなければなりません。	第13条 議会及び町は、町民の 権利 利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報を適正に保護しなければならない。	
(まちづくりに必要な情報等の共有及び活用)			(職員の責務)	(公益通報)
第14条	第14条 市民及び市は、まちづくりの取組を効果的かつ継続的に進めるため、まちづくりに必要な情報、知識、技能等を適宜、適切な方法により相互に提供し、共有し、及び活用するよう努めるものとする。	第14条 職員は、市民の立場に立ち、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。 2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力等を身に付けるよう努めなければなりません。	第14条 町の職員は、公正な行政運営を妨げ、町民の信頼を損なう行為が行われていることを知ったときは、その事実を町に通報（次項において「公益通報」という。）しなければならない。 2 町は、公益通報を行った町の職員に対して、公益通報を行ったことについて不利益な取扱いをしてはならない。	

	(個人情報の適正な取扱い)	(行政運営の基本)	(他の自治体との連携)
第15条	<p>第15条 地域活動を行うもの及び市民活動を行うものは、その活動のために個人に関する情報を取り扱うときは、適正に取り扱わなければならない。</p> <p>2 市民及び市の執行機関は、地域活動を行うもの又は市民活動を行うものに対して、市民が自己を本人とする個人に関する情報を安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする。</p>	<p>第15条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければなりません。</p>	<p>第15条 町は、広域の共通する課題を解決し、又は事務の効率化を図るために、他の自治体と連携するよう努めるものとする。</p>
	(市政参加)	(総合計画)	(町民参加の推進)
第16条	<p>第16条 市の執行機関は、政策の立案、実施等に係る過程に市民が関与すること（以下「市政参加」という。）ができる機会を拡充するよう努めなければなりません。</p> <p>2 市の執行機関は、事案の内容及び性質に応じた市政参加の仕組みの開発並びにより多くの市民の市政参加が可能となる仕組みの工夫に努めるものとする。</p>	<p>第16条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営の基本となる計画（以下「総合計画」といいます。）を策定し、効果的かつ効率的に市の施策を推進しなければなりません。</p> <p>2 総合計画のうち基本構想及び基本計画は、議会の議決を得なければなりません。</p> <p>3 市長は、総合計画の進行管理を行い、その状況を分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p>第16条 町は、行政運営に関する計画及び政策を検討するときは、町民がその検討に参加し、又は町民の意見を反映させる機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>2 町は、前項の機会を設けるに当たっては、年齢、性別、地域等の別を必要に応じて考慮しなければならない。</p>
	(住民投票)	(財政運営)	(審議会等への町民参加)
第17条	<p>第17条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。</p> <p>3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。</p>	<p>第17条 市長は、中長期的な財政見通しのもとに、計画的で健全な財政運営に努めなければなりません。</p> <p>2 市長は、予算、決算その他財務状況について、分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>3 市長は、市が資本金等の2分の1以上を出資している法人について予算、決算その他財務状況を、会計年度ごとに分かりやすく公表しなければなりません。</p>	<p>第17条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの（以下この条において「審議会等」という。）を設置しようとするときは、その委員を町民から積極的に公募するよう努めなければならない。</p> <p>2 町は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女が社会の対等な一員として、平等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>3 審議会等の会議は、正当な理由がない限り、公開するものとする。</p>
	(条例の趣旨に基づく取組の公表等)	(監査)	(まちづくりに関する政策の提案)
第18条	<p>第18条 市の執行機関は、自治の担い手の育成、市政参加その他この条例の趣旨に基づいて行われた市民自治の推進に資する取組の実施状況について公表し、議会に報告するものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、この条例の周知に努めるものとする。</p>	<p>第19条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を推進するとともに、行政の透明性を高めるため、行政評価を実施しなければなりません。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策等への反映に努めなければなりません。</p>	<p>第18条 町民は、町に対し、まちづくりに関する政策を提案することができる。</p> <p>2 町は、まちづくりに関する政策の提案があつたときは、その内容を検討し、提案した者にその結果を回答するものとする。</p>
	(条例の見直し)	(行政手続)	(住民投票)
第19条	<p>第4条 この条例は、本市において自治を推進するための基本的指針を示すものであり、市民及び市は、この条例を最大限に尊重するものとする。</p> <p>2 市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。</p>	<p>第20条 市長等は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、届出等に関する手続を適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めなければなりません。</p>	<p>第19条 町長は、中井町全体の将来に關わる重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めたときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
	(条例の位置付け)	(行政手続)	(条例の見直し)
第20条	<p>第19条 市は、本市の自治の発展又は成熟の状況、社会情勢等を勘案し、必要に応じてこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項の規定により検討を加えるときは、市政参加の機会を設けなければならない。</p>	<p>第20条 市長等は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、届出等に関する手続を適正に行い、行政運営における公正の確保と透明性の向上に努めなければなりません。</p>	<p>第20条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が中井町にふさわしく、かつ、社会情勢に適合したものであるかを検証するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要があると認めたときは、この条例の見直しを行うものとする。</p>
	附 則	(説明責任及び応答責任)	附 則
第21条	この条例は、平成24年1月1日から施行する。	第21条 市長等は、政策の立案、実施及び評価の各過程において、市民に分かりやすく説明するとともに、市民からの意見及び質問に対し、迅速かつ適切に対応しなければなりません。	<p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>中井町自治基本条例 平成25年12月12日 条例第17号 (平成26年4月1日施行)</p>
	(パブリックコメント)		
第22条		<p>第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を策定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければなりません。</p> <p>2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。</p>	
	(情報公開)		
第23条		第23条 市長等は、市政に関する情報を速やかに、かつ、分かりやすく公開し、又は提供しなければなりません。	

		(個人情報保護)	
第24条		第24条 市長等は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。	
		(学習環境の整備)	
第25条		第25条 市長等は、まちづくりについて市民自らが学び考えることができる環境づくりに努めなければなりません。	
		(まちづくり基金)	
第26条		第26条 市長は、まちづくりの支援に活用するため、基金を設置しなければなりません。	
		(住民投票)	
第27条		第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意思を把握する必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに市民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければなりません。 3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。	
		(地域コミュニティ)	
第28条		第28条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のため、地域コミュニティ（一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会その他共通な目的を持ち、地域の安全、環境その他の課題の解決に向けて取り組む団体をいいます。次項において同じです。）をまちづくりの担い手として認識し、これを守り育てるよう努めなければなりません。 2 市長は、地域コミュニティの役割及び自主性を尊重し、前項に規定する課題を解決するための活動を支援するよう努めなければなりません。	
		(国及び他の自治体との関係)	
第29条		第29条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、自治の発展のため適切な関係を構築しなければなりません。 2 市は、共通課題又は広域的課題の解決を図るため、他の自治体と積極的に連携し、及び協力するよう努めなければなりません。	
		(自治基本条例推進委員会)	
第30条		第30条 市長は、この条例の実効性を高め、市民自治をより推進するため、南足柄市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。 2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の改正又は適切な運用について審議し、市長に答申するものとします。 3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、市民自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができます。 4 市長は、推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。	
		(条例の見直し)	
第31条		第31条 市長は、4年を超えない期間ごとに、この条例が社会経済情勢の変化等に対応しているかを検証し、その結果、見直しの必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなりません。 2 市長は、前項の規定による検証の結果を公表しなければなりません。	
		(委任)	
第32条		第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。	
		附 則	
		この条例は、平成22年10月1日から施行します。ただし、第26条及び第30条の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。（平成24年3月規則第8号で、附則ただし書に規定する規定（同条例第30条の規定に限る。）は、平成24年4月16日から施行。平成24年6月規則第29号で、附則ただし書に規定する規定（同条例第26条の規定に限る。）は、平成24年6月20日から施行）	